

奈良広域水質検査センター組合の設立と運営

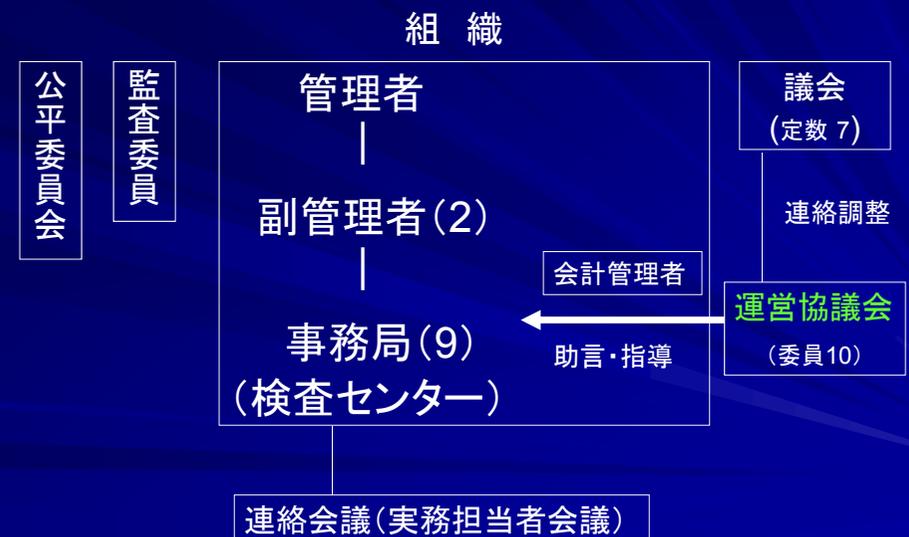
平成26年9月8日
奈良広域水質検査センター組合

- 1 組合の概要
- 2 組合設立の経緯
- 3 運営の状況
- 4 広域化(共同化)の利点
- 5 課題

1 組合の概要

名称 奈良広域水質検査センター組合
設立 平成7年4月1日
構成 31市町村(当初39 合併により減)
事務所 奈良県御所市戸毛367-2
(県御所浄水場内の既存設備(一部改修)
行政財産使用許可)
約775平方メートル(事務室、検査室等)

1 組合の概要

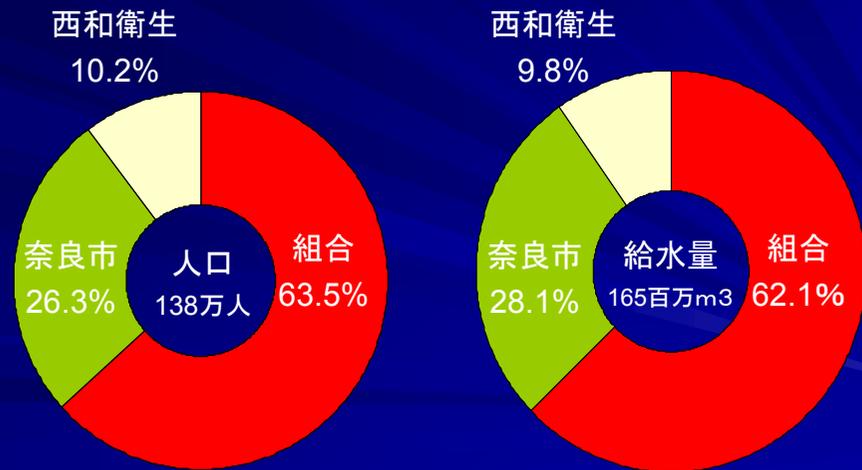


1 組合の概要(主な機器類)

ガスクロマトグラフ質量分析計	3
イオンクロマトグラフ	2
全有機炭素分析計	2
イオンクロマト-ポストカラム	2
液体クロマトグラフ質量分析計	1
高速液体クロマトグラフ	1
誘導結合プラズマ質量分析計	1
水銀測定装置	1
分光光度計	1
濁度・色度計	1

1 組合の概要

人口、給水量



1 組合の概要

主な収入

- 1 市町村負担金
- 2 手数料収入
- 3 財産収入
- 4 基金繰入金

2 組合設立の経緯(1)

平成4年12月21日 水質基準に関する省令公布
「水道水質管理計画の策定について」(厚生省水道環境部長通知)

平成5年6月28日 市町村(例 中和6市)
確認 公的機関での対応強化
広域水質検査機関の設立を展望
県との意見交換の必要性
(水質検査体制意見交換懇談会)

平成5年7月14日 県 共同検査センター構想提示
(水質検査体制意見交換懇談会)

2 組合設立の経緯(2)

平成5年7月30日 県 共同検査センター設立検討要請
(水道事業者懇談会)

平成5年12月1日 改正水質基準(平成4年厚生省令第
69号)施行

平成5年12月22日 共同検査機関の設置方針合意
(水道事業管理者会議)

設置方針: 県営水道も参加して全ての水道水質検
査可能な**共同検査所**の設置を促進する。

9

2 組合設立の経緯(3)

平成6年2月24日 第1回世話人会発足
(9市7町村+県水道局、保健環境部)
(以降世話人会4回開催)

平成6年8月22日 設立準備会
(負担割合、組織形態案の決定)

平成6年9月6日 設立準備委員会設置

組織形態 一部事務組合(39市町村)
名称 奈良広域水質検査センター組合

10

2 組合設立の経緯(4)

平成6年12月26日 参加市町村議会議決 完了

平成7年2月22日 39市町村組合設立許可 申請

平成7年4月1日 知事により設立許可
組合発足

11

2 組合設立の経緯(背景)

- 1 県内に**指定検査機関**が存在しない
・「**県依存の検査**」から「**自己検査**」へ
・**共同の検査機関**の設置
- 2 県の意向(計画)
・**奈良県広域水道整備計画(昭和59年3月)**
「**水質の自己検査体制の強化**を図るとともに、**県営水道の協力と指導のもとに、共同検査体制を整備する。**」
・**奈良県水道水質管理計画(平成5年12月)**
基本方針:**できるだけ早い時期に共同検査機関**を設立する。

12

2 組合設立の経緯

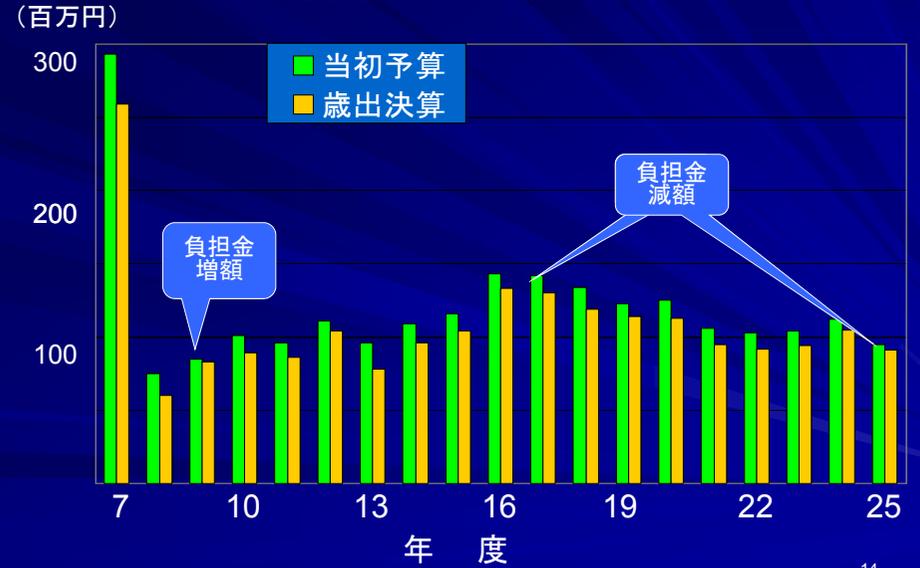
一部事務組合とした理由

- 1 組織の継続性
- 2 水道法の趣旨に準拠
- 3 設立初期の技術指導の確保
- 4 国費、県費の補助対象
- 5 市町村との人事交流が可能

※「厚生大臣指定機関となりうる公益法人」、
「複数の市町村による協議会」も検討

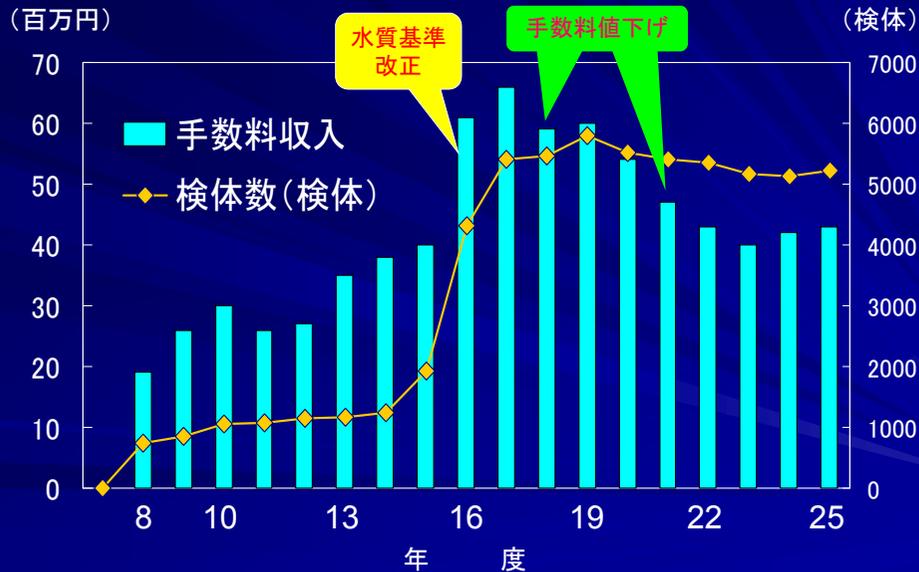
13

3 運営の状況 (当初予算・歳出決算の推移)



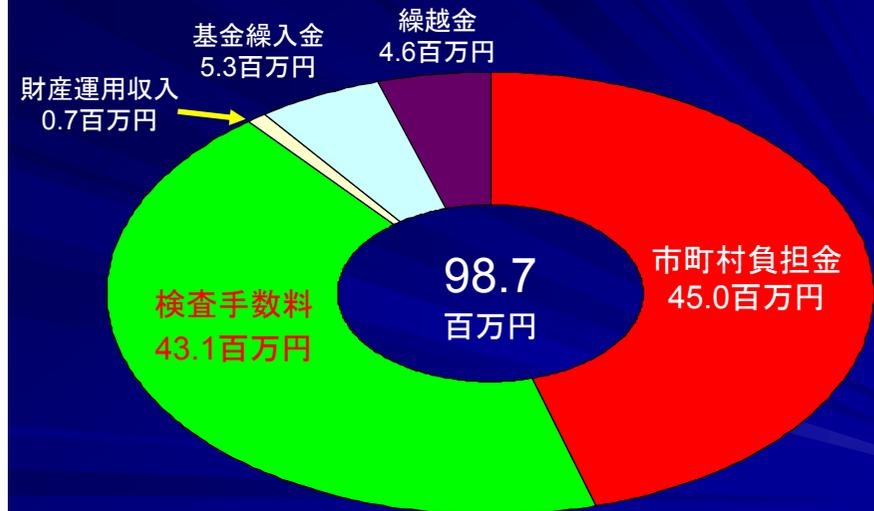
14

3 運営の状況(検体数と手数料収入)



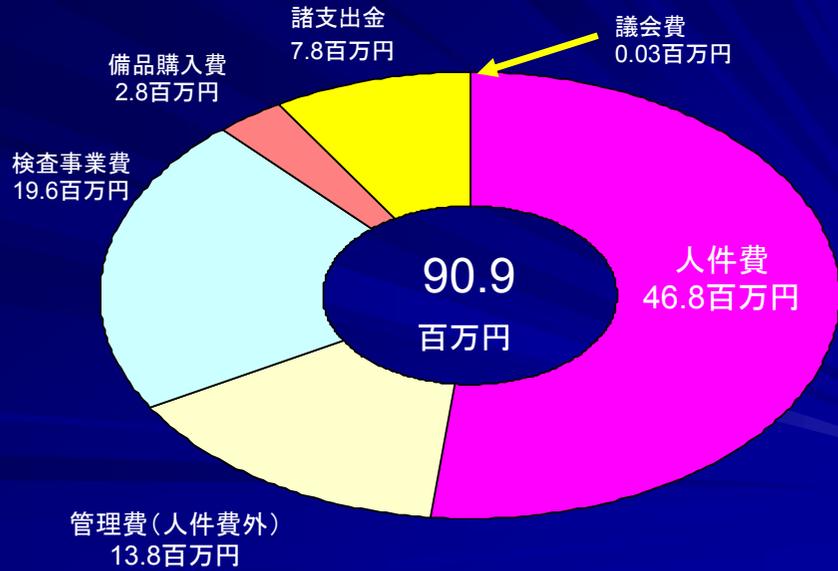
15

3 運営の状況(歳入:25年度)



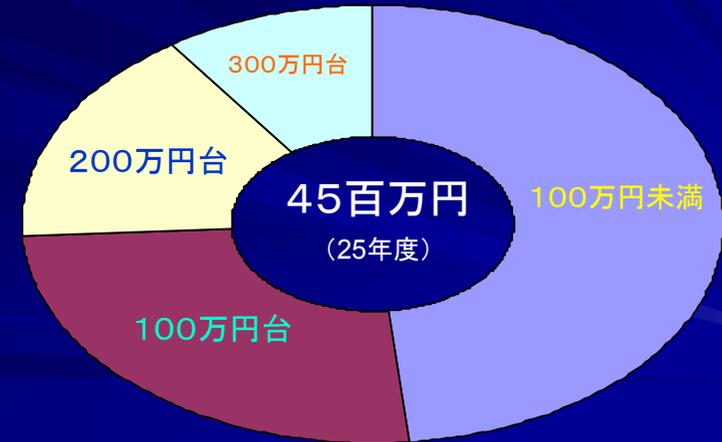
16

3 運営の状況(歳出:25年度)

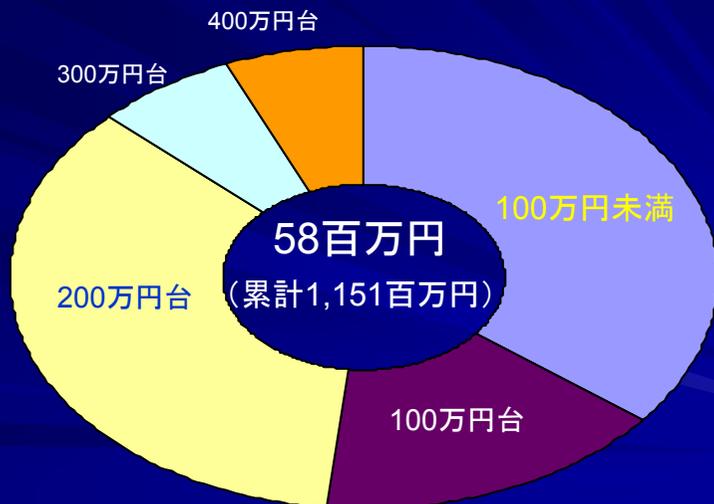


3 運営の状況

市町村の負担金



3 運営の状況 (市町村の負担金;年当り)



3 運営の状況(水質検査)

検査対象の施設

- 浄水を供給する施設で、市町村が管理(関与)するもの

検査日(検体受付日)

- 火曜日、木曜日
- 市町村別に年間検査計画(組合で作成)

3 運営の状況(水質検査)

検査項目

- **水質基準項目(浄水全項目)** 51項目
平成15年厚生労働省令第101号
 - **水質管理目標設定項目** 27項目
平成15年10月10日付健発第1010004号厚生労働省健康局長通知
 - **クリプトスポリジウム等**
平成19年3月30日付健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知
-
- **混入異物(簡易な検査)**

21

3 運営の状況(水質検査)

検査は、8区分

- ① 浄水全項目検査(水質基準51項目の検査)
- ② 原水全項目検査(水質基準39項目の検査)
(消毒副生成物等12項目以外)
- ③ 省略不可項目検査(頻度を減ずることができない項目の検査)
(消毒副生成物等21項目)
- ④ 毎月検査
(一般細菌、大腸菌等)

22

3 運営の状況(水質検査)

- ⑤ **かび臭項目検査**
(ジェオスミン及び2-MIB)
- ⑥ **項目検査**(検査項目を指定する検査)
(カドミウム、水銀、セレン等27項目、基準値の1/10,1/5値を超えた項目、水質管理上留意する項目)
- ⑦ **水質管理目標設定項目検査(26項目)**
(農薬類を除く。)
- ⑧ **農薬類検査**
(農薬類120種中 107種)

23

4 広域化(共同化)の利点(1)

- **地域的負担の抑制**
 - ・共同検査機関で地域としての負担を抑制
31機関(設備・人) → **1機関(設備・9人)**
- **集団化の効果**
 - ・各市町村は小さな負担で、大きな力に
自らの検査(水道法の趣旨を実現)
 - ・他市町村の経験や知識を吸収

24

4 広域化(共同化)の利点(2)

- 信頼と安心
 - ・非営利で、より丁寧な検査
 - ・臨時の検査 いつでも(緊急時等)
- データの集中化(共有化)
 - ・地域、流域で共有、活用
(例 吉野川のかび臭物質検査)
- 広域事業者と連携
 - 県水道局との相互支援(協議中)
 - ・検査における相互支援(緊急時等)
 - ・県水道局の技術支援の市町村窓口

25

5 課題(1)

1. 検体の搬入
 - 市町村職員による搬入が原則
 - ・検査センターから遠距離の市町村
 - ・搬入の時間的制約
2. 検査の対象
 - 構成市町村の依頼、水道に限定
 - ・県民その他からの依頼
 - ・水道水以外の水質検査

26

5 課題(2)

3. 水質検査以外の市町村支援
 - 水質基準不適合への対応
 - ・簡易水道、飲料水供給施設
基準超過が多い
 - 検査結果の保管、活用
4. 市町村の意見、情報の交換
 - 連絡会議(担当者会議)の活性化

27

5 課題(3)

5. 職員の技術等(少人数職場)
 - 検査員の技術水準の維持・向上
 - あらゆる項目の検査ができる技術
 - ・緊急時対応
 - ・スキルマップ
 - 市町村支援に向けた知識の習得
 - 非専門化

28

ご清聴ありがとうございました。

今後とも、
ご支援、ご協力賜りますよう
お願いします。